

市第75号議案

地区センター及び公会堂の指定管理者の指定

次のように地区センター及び公会堂の指定管理者を指定する。

令和3年12月7日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市西地区センター及び横浜市西公会堂	東京都目黒区東山1丁目5番4号	アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡野 文孝	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
横浜市戸塚地区センター及び横浜市戸塚公会堂	戸塚区戸塚町127番地	公益社団法人とつか区民活動支援協会 理事長 大山 勲 夫	同

提 案 理 由

横浜市西地区センター等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）